

# 第 1 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

## 会 議 録

日時：平成 1 5 年 1 月 3 1 日（金） 午後 1 時 3 0 分

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階大会議室

平成15年1月31日午後1時30分開会

## 開 会

○成清事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第1回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元に会議次第をお届けいたしておりますが、その次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

申し遅れましたが、私、議事に入りますまで会の進行を務めさせていただきます当合併協議会事務局の成清でございます。どうぞよろしく願いいたします。

## 会長あいさつ

○成清事務局長 それでは、開催に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長でございます鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

○赤崎会長 皆様方こんにちは。

第1回鹿児島地区合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

私、当協議会の会長を務めさせていただくことになりました。職務の重大さを認識しつつ、懸命に努力をし、職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方のご協力、ご支援をまずもって心からお願いを申し上げます。

委員の皆様方は、それぞれ要職にあらためて、毎日のご多忙をきわめておられる方々ばかりでございますが、当協議会の委員を引き受けていただき心から感謝を申し上げます。

また、本日は、お忙しい中にご出席を賜りまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、市町村合併問題は、我が国の地方公共団体にとりまして現在の最大の課題でございます。この合併問題が論議をされる背景といたしましては、地方分権の推進と地方財政の危機的状況が言われておるところでございますが、また、そのことが大きな要素であると思っておりますが、もう一つの大きな要素として、今日の日常生活圏の拡大ということも考えられると思っております。

今回の鹿児島地区合併協議会の枠組みといたしまして参加をいたしております1市5町は、既に通勤・通学あるいは購買などの面で1つの圏域を形成をいたしておりまして、日常生活はある意味では一体化をしている状況にあると考えております。

これまで、1市5町の合併問題について各面から論議を重ね、その中で昨年8月26日の首長会で、この1市5町の枠組みで合併協議会を設置をする方向で取り組んでいくことを確認をいたしました。

そして、1市5町におきましては、それぞれ昨年12月議会に鹿児島地区合併協議会設置に関する議案を提案をされ、議会の審議を経て、すべての市町におきまして議決をしていただきました。そしてこの議決に基づきまして、去る1月24日に鹿児島地区合併協議会が正式に発足をいたしましたところでございます。

ご案内のとおり、当合併協議会は、合併後のまちづくりの指針となる市町村建設計画や事務事業を一元化するための合併協定書を作成をすることが、その最も大きな役割でございます。

一方、合併の是非は、最終的には住民の皆さんが判断をされるべきものでございますので、これらについては、住民のコンセンサスに十分意を用いながら進めていかなければならないと考えております。

また、このたびの合併につきましては、合併特例法の期限が平成17年3月末までとなっておりますので、このことを踏まえて、合併をすればその期限までに合併をすべきであるということを、1市5町の首長の会で確認がされておるところでございます。

私どもは、1市5町の将来の展望が約束をされ、1市5町の住民の方々が将来にわたって合併の成果を喜んでいただける、そのような合併を実現をしていかなければならないと考えております。

当協議会は、本日から実質的協議の第一歩を踏み出すこととなりますが、当協議会が担う使命と役割の大きいことに思いをいたしながら、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方のご協力を心からお願いをし、ご尽力を期待をいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○成清事務局長 ありがとうございます。

#### 委員及び事務局職員紹介

○成清事務局長 続きまして、本日まで出席をいただいております委員の皆様方のご紹介と事務局職員の紹介をいたします。

それでは、事務局側の席の方から順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、私の方でお名前をお呼びいたしましたら、ご起立をお願いをいたしたいと思います。

まず、鹿児島国際大学福祉社会学部助教授、猪飼美恵子様。

鹿児島大学法文学部教授、宮廻甫允様。

鹿児島県鹿児島総務事務所長、藤元廣実様。

鹿児島市助役、戸川堅久様。

鹿児島市議会議長、上門秀彦様。

鹿児島市議会議員、森山きよみ様。

同じく、ふじた太一様。

同じく、長田徳太郎様。

同じく、中園義弘様。

消費生活アドバイザー、石窪奈穂美様。

鹿児島商工会議所会頭、大西洋逸様。

鹿児島市民生委員児童委員協議会会長、木原和夫様。

社団法人鹿児島青年会議所理事長、玉川浩一郎様。

鹿児島市女性団体連合会会長、吉田ミツ江様。

吉田町長、西園登様。

吉田町助役、野間俊和様。

吉田町議会議長、米満忠様。

吉田町議会議員、福石尚弘様。

吉田校区公民館長、井前真人様。

桜島町長、竹ノ下光様。

桜島町助役、上山秀一様。

桜島町議会議長、川添慶三様。

桜島町議会議員、武正行様。

桜島町公民館連絡協議会会長、上山稔様。

喜入町長、日高保様。

喜入町助役、今別府健司様。

喜入町議会議長、増永力夫様。

喜入町議会議員、浜田道治様。

喜入町地区公民館連絡協議会会長、前園吉彦様。

松元町長、四元泰盛様。

松元町助役、神戸芳政様。

松元町議会議長、和田幸一様。

松元町議会議員、森与一郎様。

松元町公民館連絡協議会会長、定栄一郎様。

郡山町長、池山泰正様。

郡山町助役、園田睦雄様。

郡山町議会議長、盛満一兵様。

郡山町議会議員、東洋一様。

郡山町公民館運営連絡協議会会長、上野利男様。

以上39名の委員の方々のご紹介を終わります。

続きまして、鹿児島地区合併協議会事務局職員の紹介をしてまいります。その前に、当協議会の幹事会の幹事長を務めます鹿児島市企画部長の川原でございます。

○川原幹事長 よろしくお願ひします。

○成清事務局長 続きまして、私の左側でございますが、事務局次長の黒木でございます。

次に、事務局職員の日高でございます。

同じく、竹中でございます。

同じく、有村でございます。

同じく、枝元でございます。

同じく、上山でございます。

同じく、中釜でございます。

同じく、尾辻でございます。

同じく、田中でございます。

そして、私、事務局長でございます、成清でございます。

以上10名の職員でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、会議の進行につきましては、鹿児島地区合併協議会規約第10条第2項に基づきまして、会長が議長を務めることになっておりますので、赤崎会長にお願ひをいたします。

○赤崎議長 お聞きのとおりでございますので、私の方で議長を務めさせていただきます。

会議の円滑な運営にご協力をお願いを申し上げます。

それでは、本日の鹿児島地区合併協議会の会議に先立ちまして、まず、本日の会議の公開に関して、委員の皆様方にお諮りをしたいと思います。

後ほど、会議の公開を含めた今後の会議運営についてご協議をいただくことになっておりますが、本日の会議について、まず冒頭、これを公開の取り扱いにしたいと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は公開といたします。

## 報 告

(1) 鹿児島地区合併協議会の設置について

○赤崎議長 それでは、早速会議に入らせていただきます。

まず、お手元の会議次第の4の報告でございます。

報告(1) 鹿児島地区合併協議会の設置についてを議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、ただいまから報告の説明に入りますが、その前に、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

まず、「会議次第」でございます。その次、「協議会名簿」、それから「第1回鹿児島地区合併協議会」の資料でございます。この資料につきましては32ページまでとなっております。

それでは、協議会資料の1ページをお開きをいただきたいと思います。

「報告(1) 鹿児島地区合併協議会の設置について

鹿児島市長、吉田町長、桜島町長、喜入町長、松元町長及び郡山町長が協議した結果、別紙規約のとおり鹿児島地区合併協議会を平成15年1月24日に設置したので報告する。」でございます。

この報告についてご説明を申し上げます。

去る平成14年12月30日をもちまして、合併関係市町村でございます1市5町のすべての議会におきまして、次のページになりますが、規約がございますが、この規約を定めまして、合併に関する協議を行うことについて議案を可決していただきました。

この結果を受けまして、平成15年1月10日に1市5町の首長による協議を行い、その「別紙」のとおり規約を定め、鹿児島地区合併協議会を設置することが確認をされております。

さらに、同月23日に、同じく1市5町の首長による協議が行われ、平成15年1月24日をもって、鹿児島地区合併協議会を設置する旨の告示を行うことが確認をされ、1市5町におきまして、同日付をもって告示がなされ、正式に鹿児島地区合併協議会が設置をされております。

次のページ、2ページをお願いいたします。規約につきまして、概略主な項目についてご説明を申し上げます。この規約は、2ページから4ページまでとなっております。

2ページの「第3条（協議会の事務）」をごらんいただきますが、合併協議会の主な所掌事務といたしましては、第1号に規定されております合併の是非についての協議も含む協定項目等の協議でございます。

また、第2号では、合併後のまちづくりの指針となります「市町村建設計画の作成」でございます。

続きまして、第6条をごらんいただきたいと思います。

これは、会長及び副会長の選任等でございますが、第1項で、会長は、1市5町の長が協議し、1市5町の長のうちから選任することになっております。

第2項では、副会長を若干人置き、委員の互選によって定めることになっております。

続きまして、第7条、委員の規定でございますが、本日の「会議次第」の次のページに「鹿児島地区合併協議会名簿」がございますけれども、この規約第7条第1項の各号ごとに職名と氏名をお示しをいたしております。

なお、委員の総数は、先ほど申し上げましたとおり39名でございます。

以上、簡単ではございますが、鹿児島地区合併協議会の設置に関する報告（1）を終わります。

○赤崎議長 どうもご苦労さんでした。

お聞きのとおり事務局から、鹿児島地区合併協議会の設置についての説明を申し上げましたが、何かご意見なりご質問があったらお願いをいたしたいと存じます。

なお、発言をされる方は、お手元までマイクを持ってまいりますので、まず、挙手をお願いをしたいと思います。そして、すみませんけれども、お名前をおっしゃっていただいってから、ご発言をしていただきたいと思います。と存じます。

それでは、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、ただいまの鹿児島地区合併協議会の設置については、報告のとおりご了承をお願いいたします。

## (2) 鹿児島地区合併協議会の会長について

○赤崎議長 次に、報告(2)鹿児島地区合併協議会の会長について、ご報告を申し上げます。

事務局からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

「報告(2)鹿児島地区合併協議会の会長について

鹿児島市長、吉田町長、桜島町長、喜入町長、松元町長及び郡山町長が協議した結果、次のとおり決定したので報告する。

会長 鹿児島市長 赤崎義則」、この件についてご説明を申し上げます。

会長の選任につきましては、平成15年1月10日に1市5町の首長会が開催をされ、先ほどご説明を申し上げました規約第6条第1項の規定に基づきまして協議された結果、会長として鹿児島市長を選任することが決定されております。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま本協議会の会長についての説明を申し上げましたが、何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、会長を不肖私が務めさせていただくことになりました。一生懸命努力をしてみますが、また皆様方のお力添え、ご協力を心からお願いを申し上げます。

## (3) 鹿児島地区合併協議会に係る諸規程について

○赤崎議長 次に、報告(3)鹿児島地区合併協議会に係る諸規程について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

「報告(3) 鹿児島地区合併協議会に係る諸規程について

鹿児島地区合併協議会規約第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 16 条及び第 17 条第 2 項並びに鹿児島地区合併協議会幹事会規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり鹿児島地区合併協議会事務局規程等を制定したので報告する。」

「鹿児島地区合併協議会事務局規程」。

次に、「鹿児島地区合併協議会幹事会規程」。

次に、「鹿児島地区合併協議会財務規程」。

続きまして、「鹿児島地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」。

最後に、「鹿児島地区合併協議会専門部会規程」でございます。

それぞれの規程につきまして、順次、概略でございますが、ご説明を申し上げます。

まず、7 ページから 8 ページになりますが、「鹿児島地区合併協議会事務局規程」でございます。

第 2 条をごらんいただきたいと思います。

第 2 条は、所掌事務でございますが、協議会の会議やその協議資料の作成、広報及び広聴、協議会の庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項でございます。

続きまして、第 3 条をごらんいただきますが、事務局体制でございますが、事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置くことになっております。

事務局職員につきましては、先ほどご紹介を申し上げましたが、9 ページの名簿のとおり 1 市 5 町の職員で構成されており、事務局は鹿児島市役所内に設置をされております。

以上、事務局規程でございます。

続きまして、「幹事会規程」でございます。資料の 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 条をごらんいただきますが、幹事会の所掌事務でございます。

会長の指示を受けて、規約第 3 条の事務について、協議・検討を行うことになっております。

続きまして、第 3 条の組織でございますが、幹事長と幹事で構成をされ、幹事長は、鹿児島市企画部長でございます。

また、幹事は、次の 11 ページになりますが、1 市 5 町の企画担当課長でございます。

以上、幹事会規程でございます。

続きまして、「財務規程」でございますが、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思えます。

第2条第2項でございます。協議会の予算は、会長が調製し、協議会の承認を得ることになっております。

続きまして、少し飛びますが、第6条でございます。協議会の決算は、会計年度終了後2カ月以内に調製し、後ほどお諮りをいたします「監査委員の監査を受けた後、協議会の認定を得なければならない。」ことになっております。

以上、財務規程でございます。

続きまして、「報酬及び費用弁償に関する規程」でございますが、資料の14ページをお開きいただきます。

「第2条（報酬）」でございますが、協議会委員のうち第3号、これは議長でございます、それから第4号は議員でございます、そして第5号は学識経験者でございますが、それと常勤でない監査委員に対しまして、日額8,000円を支給することになっております。

また、「第3条（費用弁償）」につきましては、会長、委員、監査委員の方々が、協議会の用務により旅行された場合に、鹿児島市の助役に支給する額と同額を支給することになっております。

以上、費用弁償規程等でございます。

それから、続きまして、「専門部会規程」でございます。15ページから21ページにわたります。

まず、15ページでございますが、専門部会は、幹事会の下部組織として設置をするものであり、第2条の所掌事務は、規約第3条の事務、すなわち合併協議会の事務につきまして、専門的に協議・検討をするものでございます。

組織につきましては、部会長と委員で組織をされ、次の16ページから21ページの「別表」のとおり、「企画専門部会」をはじめ全部で12の専門部会がございます。それぞれ鹿児島市の局庶務担当部長が部会長となっており、その下に1市5町の関係課長が委員となっております。これらの構成等につきましてはお目通しを願いたいと存じます。

以上、簡単でございますが、鹿児島地区合併協議会に係る5つの規程についての説明を終わります。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、当合併協議会に係る5つの規程について一括ご説

明を申し上げましたが、何かご質問なりご意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にご意見・ご質問等もございませんので、ただいまの鹿児島地区合併協議会の5つの規程については、報告のとおり了承することといたします。

以上で、報告の項は終わります。

## 議 事

第1号議案 鹿児島地区合併協議会の副会長の互選について

○赤崎議長 引き続きまして、5の議事に入らせていただきます。

まず、議事の第1号議案は、鹿児島地区合併協議会の副会長の互選についてでございます。

第1号議案を議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の22ページをお開きいただきたいと思います。

「第1号議案鹿児島地区合併協議会の副会長の互選について

鹿児島地区合併協議会規約第6条第2項の規定に基づき、協議会の副会長について互選による選出を求める。」でございます。

なお、規約第6条第2項の規定では、「協議会に副会長若干人を置き、委員の互選により、これを定める。」ということになっております。

以上、提案理由でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、鹿児島地区合併協議会の副会長の互選についての説明を申し上げましたが、説明のとおり、ここで若干人の副会長を委員の皆さんの互選によって選任をしていただくこととなりますが、どなたかご意見ございませんでしょうか。

○和田委員 ただいま議題となっております副会長の互選について、提案をさせていただきます。

私を含めた議会からの委員、そして学識経験者の委員、委員という立場から見て、今後の協議会の中におきますいろんな議論を真摯に行っていかなければならないという任を負っているものと思われま

本日の第1回鹿児島地区合併協議会の前に、1市5町の首長さん方、会長選任等を含めていろいろと協議をされてきておりまして、鹿児島市の赤崎市長が会長ということでご就任をされております。

また、先ほど説明がありましたように、規約の中に副会長を若干人置くことができるようになっておりますので、これまでの経緯から見て、5町の各町長さん方に副会長をお願いしたらと思っておりますので、ご提案を申し上げます。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

松元町の議長の方から、5町の町長さん全員を副会長にしたらどうかという推薦がございましたが、ほかの皆様方がいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案の鹿児島地区合併協議会の副会長は、吉田町長さん、桜島町長さん、喜入町長さん、松元町長さん、郡山町長さんの以上5名の方に決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定をいたします。

なお、協議会規約第8条に基づく会長の職務代理者を定めることになっておりますが、この職務代理は、副会長の中から会長が指名をすることになっておりますので、ただいま決定をいたしました5人の副会長の中から、私の方で指名をさせていただき、次の協議会で報告をいたしたいと存じますので、そのようにひとつご了承をお願いを申し上げます。

#### 第2号議案 鹿児島地区合併協議会の監査委員の委嘱について

○赤崎議長 次に、第2号議案鹿児島地区合併協議会の監査委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

「第2号議案鹿児島地区合併協議会の監査委員の委嘱について

鹿児島地区合併協議会規約第15条第1項の規定に基づき、下記の者を協議会の監査委員に委嘱することについて承認を求める。」ということで、下記の表、氏名を読み上げさ

せていただきます。

鹿児島市監査委員、山元貞明。桜島町監査委員、平瀬恍。郡山町監査委員、大迫義圀でございます。

この件について若干のご説明を申し上げます。

規約の第15条第1項の規定では、「協議会の出納の監査は、1市5町の監査委員のうちから、会長が協議会に諮り、委嘱した若干人の監査委員が行う。」ことになっております。

承認を求めようとする協議会の監査委員は、ただいま申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第2号議案の監査委員の委嘱について、事務局の方からご説明を申し上げましたが、何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にご意見等もございませんので、監査委員の3名につきましては、原案どおり、議案に掲げてございます3名の方を委嘱したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第2号議案の鹿児島地区合併協議会の監査委員は、鹿児島市の山元監査委員、桜島町の平瀬監査委員、郡山町の大迫監査委員の3名の方々に委嘱をすることにいたします。

### 第3号議案 鹿児島地区合併協議会の会議運営について

○赤崎議長 次に、第3号議案鹿児島地区合併協議会の会議運営についてを議題といたします。

事務局の方から説明を申し上げます。

○成清事務局長 24ページをお開きいただきたいと思います。

「第3号議案鹿児島地区合併協議会の会議運営について

鹿児島地区合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会の会議の運営を次の

とおり定めることについて承認を求める。

鹿児島地区合併協議会会議運営

#### 1 議事の進行

議事は、可能な限り全員の賛同を得て進めることにする。

ただし、議論を尽くしても、なお、意見の一致を見ることが困難である場合は、大方の賛同をもって決定する。

#### 2 会議の公開

協議会の会議は、原則として公開とする。

ただし、事情により非公開とする場合は、委員の過半数の同意を得て決定する。

#### 3 傍聴者の取扱い

(1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に氏名及び住所を記入するものとする。

(2) 議長は、会議の運営に支障があると認められる場合は、会議の傍聴者の人数を制限することができる。

#### 4 会議録の調製

協議会の会議は、全文記録とする。

ただし、会議において、公にすることにより、個人等のプライバシー等を侵すおそれがある発言については、発言者の申し入れがあった場合、議長の責任において、その取扱いを決定する。

#### 5 協議会の資料等の取扱い

会議録及び会議に提出された資料は、公開とする。」

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、鹿児島地区合併協議会の会議運営についての説明を申し上げましたが、ここで、会議の進め方について、私の方から1つだけつけ加えさせていたきたいと思います。

ご案内のとおり、当協議会で審議をする案件は、関係の市町や、あるいはその住民の将来にとって重要なものが多いと思いますので、提案された案件は、すべて当日議決することにこだわる必要はないのではないかと私は考えております。案件によっては、決定を次回に持ち越して、その間、委員の皆様方に各面から十分に吟味、検討していただくことも必要なことがあるかと思われま。

また、このことについては、国が示しておりますマニュアルの中にもそのように示されておるところでございますが、そういうことで、そのような取り扱いになることもあろうかと思っておりますので、私の方からこのことについてひとつつけ加えさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局の説明あるいは私の説明について、何かご意見なりご質問がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、私の発言も含めて、ただいまの鹿児島地区合併協議会の会議運営については、原案どおり決定をするということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第3号議案の鹿児島地区合併協議会の会議運営については、原案のとおり決定いたします。

#### 第4号議案 平成14年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について

○赤崎議長 次に、第4号議案平成14年度鹿児島地区合併協議会の事業計画についてを議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 資料の25ページ及び26ページにわたりますが、ごらんをいただきたいと思います。

「第4号議案平成14年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について

平成14年度鹿児島地区合併協議会の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求めます。

平成14年度鹿児島地区合併協議会事業計画

##### 1 会議の開催

(1) 協議会(概ね月1回)及び幹事会(月2~3回)の開催」でございます。

また、(2)としまして、「専門部会の随時開催」でございます。

2つ目、「市町村建設計画の検討」。

これは、「策定方針の確認及び素案の検討」を行う予定でございます。

3番目、「協定項目の検討」。

「(1)基本4項目の協議」。この基本4項目は、合併方式、それから合併後の市の名称、それから合併後の市の事務所の位置及び合併時期の基本4項目でございます。このうち合併時期を除きまして、本日、議案としてご提案をいたしております。

「(2)協議に時間を要する項目の協議」でございますが、これらにつきましては、町役場や一部事務組合等の取り扱いなど協議に時間を要する項目として6項目を考えております。

「(3)その他の項目の協議」でございますが、これらは、地方税や国民健康保険など事務事業や制度の調整に関する協議でございます。

4番目、「住民への積極的な情報提供」。

「合併協議会での協議内容や合併関係資料等を広く住民に情報提供する。」ということでございます。

1つ目としましては、鹿児島地区合併協議会だよりを作成いたしまして、1市5町の全世帯に配付をするものでございます。

2つ目としまして、当協議会のホームページを開設をし、随時更新を行い、インターネットによる情報提供を行ってまいります。

5として「その他」、国・県との調整等を行ってまいります。

次のページをお開きいただきます。

「鹿児島地区合併協議会の協議スケジュール(案)」ということ、参考としてお示しをいたしております。

この資料の一番左、「年月日」の右側になりますが、「協議」という欄の下でございます。合併協議会の流れでございますが、1月31日、本日の第1回協議会を受けまして、その下に矢印が出ておりますが、幹事会、専門部会、そして幹事会、第2回協議会を四角で囲んでおりますが、これが1つのサイクルでございます。

幹事会は、会長の指示を受けて、次回以降の協議会に提案する項目について協議・検討を行ってまいります。

そして、提案項目につきましてはの詳細な協議・検討を専門部会に指示をいたします。

さらに、幹事会は、専門部会の報告を受けまして協議・検討した結果を協議会に提案をいたします。

その欄の右側の「合併協定項目」の欄をごらんいただきたいと思います。

本日、基本3項目を議案として提案をいたしておりますが、その他の協議項目を次回以降の協議会に順次提案をいたしてまいります。

その後、右側の欄、「市町村建設計画」の欄をごらんいただきますが、この市町村建設計画は、合併後のまちづくりの指針となるものでございまして、作成項目といたしましては、そこに表記いたしておりますから の項目がございます。

この市町村建設計画の素案につきまして、おおむね6カ月ほどで作成をいたしまして、協議会に提案し、その後、計画案としてまとめてまいりたいと考えております。

また、左の合併協議会の流れの方に戻っていただきますが、合併協定項目及び市町村建設計画がまとまった段階で、合併協定書の調印となりますけれども、この時期をおおむね平成16年早々を予定をいたしているところでございます。

その後は、県、国との手続きなどがございます。

そして、合併施行ということになります。現時点におきましては、合併特例法の期限でございます平成17年3月末を念頭に置いて取り組むことといたしております。

最後に、一番右側の「住民への情報発信」という欄をごらんいただきたいと思います。

合併協議会といたしましては、広報紙及びホームページによる情報発信を行ってまいります。

なお、ここには記載いたしておりませんが、1市5町におきましては、それぞれ別途、行政としまして、住民説明会等により合併による情報発信を行うことを予定をいたしております。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、平成14年度の鹿児島地区合併協議会の事業計画についてのご説明を申し上げましたが、これについて何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

○上門委員 「協定項目の検討」の「(1)基本4項目の協議」の中で、本日は基本3項目の協議をするということで、あと残り1項目、合併の時期でございますが、このことについては、この「スケジュール(案)」を見ますと、2月中旬予定の第2回協議会、「基本1項目」ということで、このことだろうとは思いますが、合併期日との関係があるので、いつ提案され、協議されるのか、そのところをお伺いしたいなと思っております。

というのは、私ども議会も合併の期日については、できるだけ早く市民に対し発信すべきではないか等々の議論も交わされておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○成清事務局長 お答え申し上げます。

合併期日につきましては、ただいま委員おただしのとおり、残りの「基本1項目」というところがございますので、この表では「2月中旬予定」ということでそこに表記をいたしております。

これが何回目の協議会になるかというのは現時点で断定することはできませんが、ただいま委員申されましたとおり、やはり合併期日というのは、今後の合併協議会としての作業の流れの基本になるところでございますので、私どもといたしましてもできるだけ早く提案をできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか、上門議長。よろしいですか。

○上門委員 はい。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかには何かございませんか。

○大西委員 26ページの「協議」というところに「専門部会」というのがございますが、専門部会は非常にやっぱり大事な部会だと思いますけれども、どのようなメンバーでされるのかお聞きしたいと思います。

○成清事務局長 ご説明いたします。

恐れ入ります、15ページをお開きいただきたいと思います。私、先ほど「専門部会規程」ということで概略しか申し上げませんでしたので、また補足をして今のご質問にお答えをしたいと思います。

専門部会のメンバーといたしまして、次の16ページから21ページまで、これが専門部会のメンバーでございます。この専門部会といたしまして、「企画専門部会」そして「総務専門部会」から、最後の21ページになりますと「議会事務局専門部会」まで、全部で12の専門部会がございます。

それぞれの部会長は、先ほど申し上げましたとおりですが、委員といたしまして、1市5町のそれぞれの関係課長が委員として就任いたしているところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○大西委員 はい。

○赤崎議長 ほかは何か。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ほかになければお諮りをいたしたいと存じますが、ただいまの平成14年度の鹿児島地区合併協議会の事業計画については、原案どおり決定するというこ  
とでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第4号議案の平成14年度鹿児島地区合併協議会の事業計画  
については、原案どおり決定いたします。

#### 第5号議案 平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算について

○赤崎議長 次に、第5号議案平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算についてを議題  
といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、27ページ、28ページにわたりますが、27ページをお開  
きいただきたいと思います。

「第5号議案平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算について

平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求  
める。

平成14年度鹿児島地区合併協議会予算

平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ980万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、別表のとおりとする。」

となっております。

別表をお願いいたします。

まず、「歳入」でございますが、負担金が978万円、諸収入といたしまして2万円の  
合計980万円でございます。

次に、下の表になりますが、「歳出」でございますが、款事業費、項会議費、1目会議費といたしまして132万2,000円、2目広報啓発費としまして532万4,000円。款事務局費、項事務局費、目事務局費といたしまして315万4,000円の合計980万円でございます。

なお、詳細な説明についてはお目通しを願いたいと思います。

以上でございます。

○赤崎議長 事務局の方から、平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算についての説明がありましたが、何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げます。

ただいまの平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算については、原案どおり決定することによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第5号議案の平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算については、原案どおり決定いたします。

#### 第6号議案 合併の方式について

○赤崎議長 次に、第6号議案合併の方式についてを議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 29ページをお開きいただきます。また、30ページにわたります。

まず、29ページでございますが、

「第6号議案合併の方式について

合併の方式を次のとおり決定することについて、協議を求める。

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町を廃し、その区域を鹿児島市に編入するものとする。」

なお、合併方式につきましては、昨年9月6日になりますが、1市5町の首長会として、鹿児島市への編入合併とすることで確認されておりますが、本日、正式に協議会にお諮りするものでございます。

次のページに、編入合併と新設合併との違いにつきまして、国の合併協議会の手引、マニュアルでございますが、これを抜粋してお示しをいたしておりますので、これについてはお目通しを願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、合併の方式についての説明を申し上げました。

何かご意見・ご質問等があったらお願いを申し上げます。

よろしゅうございますでしょうか。

この合併の方式というのは最も大事な項目でございますが、これまで首長の会で協議、確認をし、その後、それぞれの市町においての住民説明会等においてももう既にご説明をされておることでございますので、よろしかったらきょうのこの会で決定をしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたしますが、ただいまの合併の方式については、鹿児島市への編入合併ということで決定をしてよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第6号議案の合併の方式については、お諮りいたしました原案のとおり、鹿児島市への編入合併ということで決定をいたします。

#### 第7号議案 合併後の市の名称について

○赤崎議長 次に、第7号議案合併後の市の名称についてを議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 資料の31ページをお開き願います。

「第7号議案合併後の市の名称について

合併後の市の名称を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併後の市の名称は、鹿児島市とする。」でございます。

このことにつきましても、先ほどの合併方式と同様でございますが、昨年9月6日に1市5町の首長会として「鹿児島市」とすることで確認をされておりますが、正式に本日の協議会にお諮りをするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま合併後の市の名称についての説明を申し上げましたが、何かご質問なりご意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

これも先ほどの合併の方式と同じような経過で今日に来ておると思いますので、できればきょうのこの会で決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にございませんので、ただいまの合併後の市の名称については、鹿児島市とするということで決定してよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、合併後の市の名称については、「鹿児島市」とするということで決定をいたします。

#### 第 8 号議案 合併後の市の事務所の位置について

○赤崎議長 次に、第 8 号議案合併後の市の事務所の位置についてを議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の 32 ページをお開きをお願いします。

「第 8 号議案合併後の市の事務所の位置について

合併後の市の事務所の位置を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併後の市の事務所の位置は、鹿児島市山下町 11 番 1 号とする。」でございます。

このことにつきましても、先の 2 つの議案と同様、昨年 9 月 6 日に 1 市 5 町の首長会として、鹿児島市の事務所の位置とすることで確認をされておりますが、正式に本日の協議会にお諮りするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、合併後の市の事務所の位置についての説明がございました。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、ただいまの合併後の市の事務所の位置については、

現在の鹿児島市の事務所であります「鹿児島市山下町11番1号とする」ということによるしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第8号議案の合併後の市の事務所の位置については、原案のとおり決定いたします。

以上で、予定をいたしました議案についての審議は終わりました。

その他

○赤崎議長 最後に、6のその他となっておりますが、皆様方の方で何かこの際ございましたらお願いをしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

○福石委員 私は吉田町の選出議員でございますが、先ほど編入の合併の問題で、議員は失職をするということになっておるんですが、この問題については後日協議がなされるものか、このままもう編入合併で失職するというところで終わってしまうのか、この辺をちょっとお尋ねいたします。

○成清事務局長 今、おただしにつきましては、議員さんの身分の取り扱い等というようなご質問であろうかと思いますが、議会の議員さん方の身分の取り扱いについても、大変重要な協定項目の1つでございますので、この協議会の中で協議項目として提案をしていくことになるというふうに考えております。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○福石委員 はい、わかりました。

○大西委員 次回で結構ですけれども、この合併によって新しい鹿児島市は、面積がどのくらいになるのか、それと人口がどうなるのか、今、質問がありました議員の数が増えるのかどうかとか、いろんな細かいことが変更になると思いますけれども、次回で結構ですからその辺のデータをお示しいただきたいと思います。

○成清事務局長 事務局といたしましては、次回の協議会の中に市町村建設計画の策定方針等を提案したいと考えておりますが、その際に、合併後の人口とか面積、こういったものにつきましてもご提案を申し上げてまいりたいというふうに考えております。

○赤崎議長 それから議員の数とか、先ほど吉田町の方からご質問ありましたように、これからの協議項目の中の1つの非常に重要な項目でありますから、それは追って正式な議

題として提案をしてこの中でご審議をいただくと、そういう方向で進めていきたいと思っております。

○上門委員 実は私どもの議会は、今回の法定協の委員の選出に当たりましては、いろいろと議会で論議を重ねました。議会が、議員の委員数を減じて女性や若い世代などに多くの市民参加を求めるべきという、各界各層から学識経験者をその分お願い申し上げたいということで当局にもご要請を申し上げ、私の方から5名の委員を指名をさせていただきましたが、本日、1人の委員の方から辞任の申し出があり、そのことも会長である市長にもお伝え申し上げました。

その中で、その分の議員の枠につきましては、ぜひとも若い世代の参加を、学経の参加ということで議会意思としてお願い申し上げたいということでご要請申し上げた経過がございます。

そういうことを含めまして、ぜひとも首長会でもそういった意見が出たということで協議議題にのせていただきますようご要望申し上げたいとそうように思いますので、よろしく取り扱い方をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○赤崎議長 はい、わかりました。そういう方向で首長会で協議を進めていきたいと思っております。

そのほかは。

[「なし」という者あり]

#### 次回の開催について

○赤崎議長 それでは、特になければ、次回の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 次回、第2回の当協議会の開催につきましては、おおむね2月中旬ごろを予定をいたしております。

現在、具体的な日時、場所を調整中でございます。それらが確定をし次第、近日中に各委員の皆様方にご連絡を申し上げたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 当初の私のあいさつでも申し上げましたように、それぞれ多くの要職を抱えておられてご多忙の方々ばかりでありますので、今、事務局が申し上げましたが、できる

だけ早く日程の確定をしてご連絡をいたしますので、ぜひひとつ繰り合わせて当協議会へのご参加をお願いを申し上げておきたいと存じます。

ただいまのところでは、2月中旬ということ事務局は予定をいたしておるようございますので、ひとつよろしくをお願いを申し上げたいと存じます。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

#### 閉 会

○赤崎議長 それでは、特になければ、本日本予定をいたしました議案についての審議も終わり、その他の項についてのご意見等も承りましたので、特になければこれをもって第1回の鹿児島地区合併協議会の会議を終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれをもって終わります。ご協力を賜り、また真剣なご審議を賜りましたことに心から感謝をして、会議を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○成清事務局長 以上をもちまして、第1回鹿児島地区合併協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時37分閉会